

伊賀ブランド認定更新申請等手続き要項

平成27年度、平成29年度、平成31(令和元)年度、令和3年度、令和5年度の伊賀ブランド認定の有効期間が3月31日で終了します。

認定更新を希望される事業者様は、下記（2）の様式に必要事項を記載・押印の上、関係書類を添えて、令和8年2月27日（金）午後5時までに下記受付窓口（伊賀市産業農林部商工労働課）へご持参ください。（原則郵送不可）

なお、認定更新を申請しない产品がある場合も、下記（2）①の意向確認書に必要事項を記載の上、上記期限までに同受付窓口へ提出してください。（FAX・メール可）

※ 期限を経過しますと更新手続きができず、認定取消となる場合もありますので、期限厳守でお願いいたします。

（1）更新申請等受付窓口

伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所 3階
伊賀市産業農林部商工労働課（伊賀ブランド推進協議会事務局）
(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

（2）更新申請等書類

- ① 伊賀ブランド認定更新申請 意向確認書
- ② 伊賀ブランド認定更新申請書（様式第9号）
- ③ 伊賀ブランド認定更新申請調書（様式第9-2号）
- ④ 認定更新を受けようとする产品の現在の状況が分かる書類等
※ 写真（データ可）やカタログ、パンフなどを添付してください。
- ⑤ 誓約書（様式第9-3号）
- ⑥ 宣誓書（様式第6号）
- ⑦ 認定事業者及び認定品の紹介用原稿
- ⑧ 認定事業者事務担当者連絡先報告用紙

- ※ ①・・・更新申請しない場合も提出
- ※ ②～⑤・・・更新申請产品が2品以上ある場合は申請产品ごとに提出
- ※ ⑥・・・更新申請产品が2品以上あっても1枚のみ提出
- ※ ⑦～⑧・・・修正又は変更がある場合のみ提出

（3）提出部数

正本1部（提出の際は同封の提出書類チェックリストで確認してください。）

（4）注意事項

- ① 更新申請等の書類は返却いたしません。
- ② 更新申請等の書類の内容については、伊賀ブランド推進事業に係る資料作成及び情報提供以外に使用することはありません。

認定証交付までのスケジュール

(1) 更新申請等書類の提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時

- 提出先：伊賀市産業農林部商工労働課

※原則郵送不可（意向確認書のみの場合はFAX・メールでの提出可）

(2) 更新登録料納付日時

令和8年3月16日（月）～19日（木）各日とも午前9時から午後5時まで

- 納付場所：上野商工会議所（伊賀市上野丸之内500番地 ハイトピア伊賀3階）

- 納付方法：現金のみ（領収証をお渡しします。）

- 納付額：別添案内書に記載のとおり

(3) 認定証交付日時

令和8年3月16日（月）～19日（木）各日とも午前9時から午後5時まで

- 交付場所：上野商工会議所（伊賀市上野丸之内500番地 ハイトピア伊賀3階）

- 交付方法：更新登録料の納付と引換えにお渡しします。

※認定更新審査結果通知書もあわせてお渡しします。

- 有効期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

※上記（2）、（3）の日時で都合の悪い場合は、

事前に伊賀市産業農林部商工労働課（TEL：0595-22-9669）までご相談ください。

【問い合わせ】

伊賀市産業農林部商工労働課

（伊賀ブランド推進協議会事務局） 藤森・上田・井上

TEL：0595-22-9669 FAX：0595-22-9695

E-mail：shoukou@city.iga.lg.jp